令和5年12月22日付け厚生労働省通知で、第9期計画期間における「介護用品支給事業」について、事業の廃止・縮小方針は継続しつつ、近年の物価高騰等にも配慮する観点から、地域支援事業として取り扱うことが示された。このことから、第9期計画期間中においては地域支援事業を財源に事業を継続し、事業縮小を行っていく。

資料3

あきる野市介護保険事業計画策定委員会 (令和6年2月6日)

給付状況(令和5年度見込み) ※令和5年11月末時点

認定区分	人数	金額	令和6年度	令和7年度
要支援1	11	493,600	8,448,000 (対象者見込み160人)	経過措置終了
要支援 2	19	937,500		
要介護1	53	2,332,700		
要介護 2	101	4,644,700		
要介護3	107	4,151,200	10,032,000 (対象者見込み190人)	11,868,000 (対象者見込み215人)
要介護4	88	3,606,200		
要介護 5	56	2,419,100		
合計	435	18,585,000	18,480,000	11,868,000

- ◆令和6年度 経過措置給付継続(経過措置終了周知期間)
- ◆令和7年度 要支援1から要介護2の経過措置終了
- ※要支援1~要介護2までの方で寝たきり若しくはこれに準ずる状態の方、また、認知症のため着替え、 排泄など直接的な介護が必要な状態の方は、引き続き給付対象とする。